2025 年 6 月 6 日

株主各位

札幌市中央区南２条西１２丁目３２４番地１
株式会社恵和ビジネス
代表取締役　小田島　秀明

「第６６期定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

５月２３日付で株主の皆さまにご送付いたしました「第６６期定時株主総会招集ご通知」におきまして、内容の一部に修正がございましたので、本ウェブサイトをもって下記のとおり修正のご連絡をさせていただきます。

記

《　修正箇所　》
第６６期定時株主総会招集ご通知１３ページ　　定款の変更案

（２）変更内容
【 誤 】

現行定款	変更案
第1条 ～　　（条文省略） 第6条	第1条 ～　　（現行通り） 第6条
第7条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	第7条　当社は、会社法第160条第2項及び第3項の規定にかかわらず、自己株式の取得について、株主総会の決議によって特定の株主との合意によりその有する株式の全部又は一部を取得することができる。この場合において、売主追加請求権は適用されない。
第8条　当会社は、株主名簿管理人をおく。 ２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 ３．当会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置きその他株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。	第8条（削除）
第9条 ～　　（条文省略） 第27条	第8条 ～　　（現行通り） 第25条

【 正 】

現行定款	変更案
第1条 ～　　（条文省略） 第6条	第1条 ～　　（現行通り） 第6条
第7条　当会社は、株式に係る株券を発行する。 第8条　当会社は、株主名簿管理人をおく。 ２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 ３．当会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置きその他株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。	第7条　当社は、会社法第160条第2項及び第3項の規定にかかわらず、自己株式の取得について、株主総会の決議によって特定の株主との合意によりその有する株式の全部又は一部を取得することができる。この場合において、売主追加請求権は適用されない。 第8条　当会社は、株主名簿管理人をおく。 ２．株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。 ３．当会社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。
第9条 ～　　（条文省略） 第27条	第9条 ～　　（現行通り） 第27条

以上